

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
中郷総合体育館の使用料の徴収事務

- 2 委 託 先
名 称：中郷区スポーツ協会
住所又は事務所の所在地：上越市中郷区藤沢 964 番地 1

- 3 法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日

- 4 委 託 期 間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで